



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年4月5日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 川崎プロパティ-特定目的会社 取締役 森内 ナンシー 千代 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ラサールインベストメントマネジメント株式会社 代表取締役 内山 裕敬 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区池上新町三丁目1番6 (開発区域面積:約64,194.2㎡)
	指定開発行為の目的	商業施設及び物流倉庫施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積:商業施設 約31,550㎡、物流倉庫施設 約128,930㎡ 建物最高高さ:約35m(5階建て) 駐車場台数:約865台、駐輪場台数:約110台
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年8月、完了予定:平成19年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成18年4月5日(水)から 平成18年5月8日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、川崎市役所(環境局環境評価室)
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> 条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 条例公聴会開催申出書の提出期限:平成18年5月8日(月)まで(郵送の場合は、5月8日消印有効) 申出書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156、FAX:200-3091 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合 	申出がない場合
		<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を広告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>